

都市計画の案の理由書

中部広域都市計画道路の変更（沖縄県決定）

【1・5・1号池武当インター線】

【3・2・2号池ン當線】

【3・2・1号沖縄環状線】

【3・2・7号沖縄環状線東】

中部広域都市計画道路3・2・1号沖縄環状線は、国道329号や国道330号と有機的に連結し、沖縄市内の通過交通や集中発生交通を市街地外周で円滑に処理するため、昭和57年に延長約10,800mに都市計画変更された幹線街路です。

また、3・2・2号池ン當線は、3・2・1号沖縄環状線と一体的に沖縄市と国道58号を結ぶ道路の一部として将来の交通量に対処するため、昭和56年に都市計画決定された幹線道路です。

近年、これら道路ネットワークを形成する国道329号、国道330号、沖縄環状線及び池ン當線では交通量が増加しており、交通渋滞が発生しております。

そのため、沖縄本島を南北に縦貫し広域道路ネットワークを形成する国道329号と国道330号の交通量を沖縄自動車道へ分散させるため、1・5・1号池武当インター線により沖縄自動車道にインターチェンジを新設するとともに、国道329号や国道330号と繋がる3・2・1号沖縄環状線及び3・2・2号池ン當線を、1・5・1号池武当インター線と連結する必要があります。

上記理由により、1・5・1号池武当インター線の都市計画決定を行うとともに、池武当交差点と池武当(東)交差点の立体化を含む、3・2・2号池ン當線、3・2・1号沖縄環状線、3・2・7号沖縄環状線東の都市計画変更を行います。

なお、3・2・7号沖縄環状線東は、池武当交差点と池武当(東)交差点の立体化による交差点形状変更に伴い、3・2・1号沖縄環状線のうち、池武当(東)交差点からうるま市字前原までの間を名称変更するものであります。